

Q1 どんな業種でどれくらいの件数のリコールがあるの?
家電以外に「リコール」ってあまり起らないのでは?

A. 幅広い品目でリコールは実施されています。

業種	件数	業種	件数
家電製品	413	住居品	199
食料品	75	建物・設備	134
保健衛生品	158	文具・娯楽用品	91
被服品	145	光熱水品	3

※件数は平成26年2月6日現在(車両・乗り物のリコールを除く)
<出典>消費者庁ホームページリコール情報検索

Q3 「リコール」は不良品の回収に関わる費用を負担すればいいの?

A. そんなことはありません。

■例えばこの様な費用がかかる場合があります。

- 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます。)
- 回収生産物か否かまたは不具合の有無について確認するための費用
- 回収生産物または代替品の輸送費用
- 回収生産物の一時的な保管目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
- リコールの実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
- リコールの実施により生じる出張費および宿泊費等
- 回収生産物の廃棄費用

これだけ身近なリスクで費用もかかる「リコール」への対策をするために「充実補償リコール特約」をご用意しています。
すでに限定補償リコール特約にご加入の方もさらに補償の厚い「充実補償リコール特約」へのご加入をオススメします。

引受保険会社(2014年度) 本保険制度の引受保険会社は、以下のとおりです(50音順)。

◆印の保険会社は「限定補償リコール特約」を扱っています。

◆印の保険会社は「充実補償リコール特約」を扱っています。

会社名	コード	会社名	コード
◇◆ あいおいニッセイ同和損害保険	08	◇◆ 現代海上火災保険	96
◇ 朝日火災海上保険	18	◇ セコム損害保険	11
エース損害保険	66	◇◆ 損害保険ジャパン	17
◇◆ 共栄火災海上保険	02	◇ 大同火災海上保険	22

会社名	コード	会社名	コード
◇◆ 東京海上日動火災保険	09	◇◆ 富士火災海上保険	16
◇◆ 日新火災海上保険	14	◇◆ 三井住友海上火災保険	04
◇◆ 日本興亜損害保険	15	◇◆ ニューアインディア保険	77

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受保険会社(エース損害保険、現代海上火災保険、ニューアインディア保険を除く)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社(エース損害保険、現代海上火災保険、ニューアインディア保険を除く)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覗ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

ご連絡先

募集代理店

団体名等

募集代理店所属保険会社

0570-022808 (通話料有料)

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

●事務管理代理店は会員所属団体が商工会議所の場合は(有)石垣サービス、商工会の場合は(株)ふるさとサービス、中小企業団体中央会傘下の協同組合等の場合は(有)エヌ・エス・エイサービスとなります。募集は上記募集代理店が行いますので、ご加入方法・商品内容等のご質問は上記募集代理店までお問い合わせください。

1704-4952-B07018-201302
E14-30790(9)改定201402
差替予定

Q2 でも「リコール」って生産物を製造している完成品メーカーだけが実施するものですね?

A. そんなことはありません。

■リコール実施事例

完成品メーカーだけではなく部品メーカーや販売業者もリコールを実施する場合があります。



中小企業 PL保険制度

生産物賠償責任保険
(中小企業製造物責任制度対策協議会用)

商工3団体による中小企業会員のための全国制度

[中小企業のための専用商品設計による保険料]



さらに

『充実補償リコール特約』
『限定補償リコール特約』をご用意しています。

- ・製品不具合によるリコール件数は増加しています。
- ・ひとたびリコールを実施すると、その費用は数千万円となる場合があります。
- ・経営悪化の可能性があります。

この機会にぜひともご加入をおすすめします!

中小企業製造物責任制度対策協議会
日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会

PL保険制度 生産物賠償責任保険

(中小企業製造物責任制度対策協議会用)

- 1 中小企業のための専用商品設計によりご加入いただきやすい保険料を実現!!**
- 2 全国で約6万件の引受実績!! 制度発足以来、14,000件を超える支払い実績!!**
- 3 製造業だけではなく、販売業、飲食店、工事業、請負業等幅広い業種が加入対象!!**

保険内容

被保険者(補償を受けることが出来る方)が生産・販売し、かつ、被保険者の占有を離れた財物^{*1}(生産物)や、被保険者が行った仕事^{*1}の結果が原因で日本国内で発生した対人・対物事故(以下「PL事故」といいます。)について、加入期間中に日本国内において被保険者に対して損害賠償請求がなされ、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

*1 加入者証記載の財物・仕事に限ります。

*2 遊迎日(本制度に最初に加入した日。一度本制度から脱退した場合は、再度加入した日)より前に発生したPL事故については保険金をお支払いできません。

■「中小企業PL保険制度」の発生事故のうち、約半数が請負業・販売業における事故です。

■請負業の事業者が加入する「請負業者賠償責任保険」では、工事・作業中の事故が対象であり、仕事の終了後・お客様へ引渡し後の事故は補償されません。したがってPL保険への加入が必要です。

製造業

被保険者が製造したオーブントースターが発火し、家屋を全焼させた。

損害額
約6,700万円

請負業

被保険者が風呂ボイラのメンテナンスを誤ったため、入浴者が一酸化炭素中毒で死亡した。

損害額
約4,000万円

事例

製造業

被保険者が製造した食品用の袋に製造上の欠陥があったため、納入先が製造・封入した生クリームが漏出し、損害が発生した。

損害額
約300万円

卸売業

被保険者である水産物卸売業者がウニをホテルに納入したところ、腸炎ビブリオが発生し、ホテルの宿泊客約40人が食中毒となつた。

損害額
約300万円

工事業

被保険者が行った防水工事に不備があり、施工後、雨水が建物内に漏れて、内装設備等を汚損させた。

損害額
約1,900万円

飲食業

被保険者の飲食店が提供した食事で約200名が食中毒症状を訴えた。調査の結果、卵に付着したサルモネラ菌が原因と判明した。

損害額
約1,400万円

リコール特約 [任意加入]

- 1 選べる2つの特約!!**
- 2 充実補償リコール特約なら対人・対物事故のおそれにより実施する「リコール」も補償!!**
- 3 制度発足7年間で12,000件を超える加入実績!!**
- 4 部品製造事業者も対象!!**
- 5 販売事業者のリスクも補償!!**

充実補償リコール特約

被保険者が生産物^{*2}のかしに起因して、リコール^{*3}を実施することにより生じた費用^{*4}を負担することによる損害を補償します。他人の身体障害・財物損壊(以下「対人・対物事故」といいます。)が実際に発生した場合のほか、それを発生させるおそれ^{*5}がある生産物に対して実施される場合も対象となります。

*2 リコールにおける「生産物」には、PL保険制度で規定する「生産物」のほか、それを原材料・部品・容器として使用し製造・加工された財物、これに付随して提供される景品を含みます。

*3 充実補償リコール特約における「リコール」とは、対人・対物事故の発生・拡大の防止目的による回収・検査・修理等の措置をいいます。

*4 リコールが被保険者以外の者により実施され、その費用を被保険者が法律上の損害賠償金として負担する場合も含みます。

*5 消費期限等の品質保持期限に関する表示漏れ・誤りまたは食品衛生法等所定の法令により製造・販売等を禁止されている製品もしくはその原材料・部品・容器・包装については、対人・対物事故を発生させるおそれがあるものとみなし、補償の対象となります。

限定補償リコール特約

被保険者が生産物^{*2}のかしに起因して、リコール^{*6}を実施することにより生じた費用^{*4}を負担することによる損害を補償します。ただし、他人の生命・身体・財物に関し、以下(a)～(d)の事故(重大事故)が実際に発生した場合に限ります。

- (a) 死亡・後遺障害
- (b) 治療に要する期間(傷害を被った日または発病日から治癒するまでに要した期間をいいます。)が30日以上となる傷害・疾病
- (c) 一酸化炭素中毒
- (d) 火災による財物の焼損

*6 限定補償リコール特約における「リコール」とは、上記(a)～(d)の重大事故の拡大の防止を目的とする回収・検査・修理等の措置をいいます。

保険内容

充実

限定



製造したイスの脚が折れてケガをするおそれがあることが判明したため、回収を行った。

充実

限定



製造した化粧品の使用期限の期日が誤って表示されていたため、回収を行った。

充実

限定



販売した冷凍野菜から食品衛生法上の基準を超える残留農薬が検出されたため、回収を行った。

充実

限定



液晶テレビのトランジスタ回路の不良が原因で、漏電によりテレビ台が焼損。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部品の製造メーカーに対して、損害を一部求償した。

充実

限定



魚介の缶詰に細菌が混入しており、食べた消費者が後遺障害を負った。製造メーカーがリコールを実施した。

充実

限定



ガス暖房機の構造の欠陥が原因で、一酸化炭素中毒による死者が出た。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部品の製造メーカーに対して、損害を一部求償した。

※ 保険金のお支払いにつきましては、次の要件をすべて満たしている必要があります。

①保険期間中に引受け保険会社に対してリコール実施決定の通知が行われていること ②リコールの対象となる製品が日本国内に存在すること

③充実補償リコール特約 次のいずれかの事由により、リコール実施や対人・対物事故の発生またはそのおそれが客観的に明らかになると

■被保険者またはリコール実施者の行政庁に対する文書による届出・報告等

■新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれに準じる媒体による社告(インターネットのみによるものを除く) ■リコール実施についての行政庁の命令

④限定補償リコール特約 次のいずれかの事由により、リコール実施が客観的に明らかになると

■被保険者またはリコール実施者の行政庁に対する文書による届出・報告等 ■リコール実施についての行政庁の命令

※ 初年度契約の保険期間の初日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物のリコール費用については、お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

※ 複数業種ある場合は、リコール特約対象業種のみ本特約にご加入いただけます。

ご加入にあたって

1 中小企業PL保険制度に加入できる方

この保険契約は3団体を保険契約者とし、3団体傘下団体の中小企業会員の皆様を被保険者とする生産物賠償責任保険団体契約となり、保険証券を請求する権利・保険契約を解約する権利等は3団体が有します。

本制度に加入できる方は、**中小企業基本法**に定められている**中小企業者***11のうち、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する3団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）のいずれかの傘下団体*12に属する方に限られます。これらの3団体の傘下団体を脱退し、保険加入期間開始日時点で非会員となった場合は、この保険にはご加入いただけませんのでご注意ください。

- LPガス販売、旅館経営、航空機（部品を含む）製造、専門職業人（税理士、薬局、薬店等）等の方は、本制度の対象にはなりません。
- 医薬品・生薬・漢方薬製造・工事業等を行っている会員企業様は「リコール特約」を付帯できません。
- 中小企業等協同組合法に規定する組合については、引受保険会社までお問い合わせください。

*11	資本金	従業員数	資本金	従業員数
小売業	5,000万円以下 または 50人以下	卸売業	1億円以下 または 100人以下	
サービス業	5,000万円以下 または 100人以下	製造業 その他	3億円以下 または 300人以下	

*12 全国各地の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会傘下の協同組合等

2 2014年度 募集期間・加入期間

※保険料振込締切日が、土・日・祝日の場合はその直前の営業日となります。

	募集期間	保険料振込締切	加入期間
新規更新	2014年4月1日から 2014年5月30日まで	2014年5月30日(金)	2014年7月1日午後4時から 2015年7月1日午後4時まで
中途	2014年6月1日以降	毎月末日	保険料振込月の翌ヶ月の1日前午前0時から 2015年7月1日午後4時まで

- ①前年度売上高とは、加入申込時に把握可能な最近の会計年度1年間の日本国内における売上高をいいます（事業を開始してから1年未満である等、把握できる期間が1年に満たない場合は保険始期が属する年度の事業計画上の見込み売上高を使用します。詳細は募集代理店または引受保険会社へお問い合わせください）。実際のご加入にあたっては、前年度売上高に関する確認資料（決算資料コピー等）のご提出が必要となります。保険期間中の売上高による精算は、原則として行いません。なお、ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度の売上高に不足していた場合には、申告いただいた売上高に基づく保険料と実際の売上高に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。
- ②中小企業PL保険制度では、すべての生産物・仕事を保険の対象として受けます。一部の部門・業種・製品または仕事のみを限定した引受けは行いませんのでご注意ください。
- ③最低保険料（1,000円）が適用されます。なお、充実補償リコール特約を付帯される場合は、特約単独で最低保険料（30,000円）が適用されます。

4 保険料のお振込みと ご加入手続き

更新加入

①「更新加入依頼書」右下の「更新保険料お振込み先」に記載している三菱東京UFJ銀行の指定口座へ保険料をお振込みください。

- ・お振込みは、各金融機関*13の窓口、ATM、インターネットバンキングいずれでも可能です。
*13 銀行・信託銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・JAバンク（農協等）。ただし、ゆうちょ銀行からのお振込みは、お客様のゆうちょ銀行口座からのみ可能です。
- ・振込手数料はご加入者様の負担となりますので、振込手数料は差し引かずにお振込みください。なお、振込手数料は、振込元金融機関・振込方法・振込金額等によって異なりますので、ご注意ください。
- ・振込口座はお間違えのないようにご注意ください。振込口座を間違えた場合、入金が確認できずに契約が成立しない可能性があります。
- ・指定の振込口座は更新保険料お振込み時1回のみご利用いただけます。2回目以降のお振込みはできませんのでご注意ください。
- ・更新保険料の振込金額に誤りがあった場合は募集代理店にご連絡ください。

②更新保険料をお振込み後、更新加入依頼書右下の「保険料振込日」「振込元金融機関（カナ）」「支店名（カナ）」欄へのご記入をお願いいたします。

③更新加入依頼書は更新保険料をお振込みいただいた後、忘れずに募集代理店にご提出ください。保険料のお振込みと加入依頼書のご提出があつてはじめてご加入手続が成立いたします。

①所定の「振替用紙」に払込住所氏名、金額（保険料）の他必要事項をご記入ください。（必ず所属団体用の振替用紙をご使用ください。）

ご注意 所属団体ごとに、振替用紙が別になっています。区別を明らかにするため、用紙のタイトルが色分けされています。
・日本商工会議所 青色 ・全国商工会連合会 緑色 ・全国中小企業団体中央会 ローズ色

全国商工会議所PL団体保険制度へ中堅・大企業向の振替用紙はご使用になれませんのでご注意ください。

②ご記入された「振替用紙」を使用し、最寄りのゆうちょ銀行（郵便局）窓口から保険料をお振込みください。（払込手数料は払込人負担となっておりますのでご注意ください。）2007年1月から、金融機関での10万円を超えるお振込み時には本人確認（登記事項証明書、印鑑登録証明書等の提示）が求められることになりました。これに伴い、本保険制度につきましても、お振込みいただく保険料が10万円を超える場合には、窓口で本人確認が求められます。本保険制度の保険料をお振込みいただく際は、ご面倒をおかけいたしますが、ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

③加入依頼書に必要事項をご記入・押印のうえ、6枚目（加入者控）をはずし、すみやかに、募集代理店にご提出ください。

新規・中途加入

①新規（中途）加入のお客様

ゆうちょ銀行（郵便局）窓口でのお振込み

保険料をお振込み後、ゆうちょ銀行から以下の2点が返却されます。

①「振替払込請求書兼受領書」
→お客様にて保管してください。

②「振替払込受付証明書」
→「加入依頼書」（6枚複写）の2枚目の指定箇所に貼付してください。

PL保険制度

損害賠償請求がなされた場合、損害賠償請求がなされるおそれのある事故またはその原因となる事由が発生したことを知ったときには、遅滞なく、その事故または事由の具体的な状況等を、書面にて加入手続きをされた募集代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができます。ありますのでご注意ください。また、通知のあった「請求のおそれのある事故または原因・事由」に起因して保険期間終了後5年内に請求がなされた場合には、この保険契約の保険期間の末日をもって請求がなされたものとみなします（末日まで保険が有効であった場合に限ります。）。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

【ご連絡いただく主な事項】
・事故発生の日時・場所
・事故の原因・状況
・被害者の住所・氏名
・受けた損害賠償請求の内容
・保険契約の内容（加入者名、加入者番号、加入タイプ等。後日送付される加入者証にてご確認ください。）
・その他の必要事項

＜示談交渉サービスは行いません＞この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者が自身が、被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご了承ください。なお、引受保険会社の同意を得ないで、被保険者側で示談交渉をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

＜保険金請求の際のご注意＞責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者*14は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者*14が保険金給付から他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者*14に弁済をした金額または被害者*14の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者*14に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者*14が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者*14に対して直接、保険金を支払う場合

*14 リコール特約においては、回収等実施者と読み替えます。

- 告知義務：加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらのことについてお答えいただけます。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、原則として募集代理店所属保険会社が他の引受保険会社の引受割合分もあわせて代理・代行を行います。幹事保険会社・取扱保険会社の担当業務の詳細は保険約款によります。各引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合（7/1までに決定）につきましては団体窓口にてご確認いただけます。
- 通知義務：ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- 他の保険契約等がある場合：この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- この保険は、商工3団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）を保険契約者とし、商工3団体の傘下団体の会員を被保険者とする中小企業PL保険制度生産物賠償責任保険（中小企業製造物責任制度対策協議会用）団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は商工3団体が有します。
- このパンフレットは、中小企業PL保険制度生産物賠償責任保険（中小企業製造物責任制度対策協議会用）の概要を紹介したものです。詳細は保険約款をご参照ください。保険金のお支払い条件、ご加入手続、その他ご不明な点がありましたら、募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますよう、お願ひいたします。

1 現在のご契約について保険金請求忘れないか、今一度確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明な点がありましたらすぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2014年7月1日以降の補償内容です。それ以前の補償内容と異なることがありますので、ご注意ください。

2 加入者証は加入内容を確認する大事なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向どおりの加入内容になっているかどうかご確認ください。なお、本制度は団体契約であるため、加入者証のお届けが始期日以降になる可能性がありますのであらかじめご了承ください。もちろん補償はお手続日に応じた始期日からスタートしておりますのでご安心ください。

3 パンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者証とともに保険期間の終了まで保管してご利用ください。

4 保険期間中の「ご加入タイプの変更」はできませんのでご注意ください。

5 リコール特約は保険期間中の「中途付帯」はできません。よって、リコール特約の加入をご希望される場合は、中小企業PL加入時（更新時を含む）にご加入いただきますようよろしくお願いいたします。